

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

ページ

条 例

○北海道雇用創出基本条例……………	(雇用対策課)	1
○北海道議会委員会条例の一部を改正する条例……………	(議会事務局議事課)	2

道議会告示

○北海道議会会議規則の一部を改正する規則……………	2
---------------------------	---

条 例

北海道雇用創出基本条例をここに公布する。

平成17年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第58号

北海道雇用創出基本条例

北海道は、これまでの開発の歴史を通じ、その地域特性や豊かな資源等の潜在力を背景とした日本における役割や期待感から、主に国による北海道への産業基盤や生活基盤の整備が行われ、経済と雇用が下支えされてきた。

こうして形成された産業構造が、一方で北海道に中央依存、官依存の体質をもたらしたことは否めず、日本の経済社会システムが変革に向けて大きく動き出している中、自立的でたくましい産業経済と雇用の創出が求められている。

そのため、自らの決定と責任によって雇用を創り出すための継続的な取組が経済社会の安定と活性化のためには最も重要であるという強い意志を持って結集し、行動することが必要であるとの認識の下に、道民一人ひとりが、北海道の可能性を見つめ直し、北海道の豊かな資源や特性を生かし、意欲や挑戦する気概を持って、産業の活性化と雇用の創出に取り組んでいく必要がある。

このような考え方に立って、道民が豊かで安心して暮らせる、希望の持てる地域社会を築いていくため、道民の総意としてこの条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、雇用の創出に関し、基本理念を定め、並びに道の責務、事業者、産業関係団体及び労働関係団体並びに道民の役割等を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定めることにより、雇用の創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって北海道経済の発展及び道民の福祉の向上に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 雇用の創出は、事業者と労働者との問題であるとともに、道民の生活及び地域社会にかかわる問題であるという認識の下に、持続的に推進されなければならない。

2 雇用の創出は、北海道の経済社会の安定及び活性化のために最も重要であるという認識の下に、持続的に推進されなければならない。

3 雇用の創出は、人材が地域経済ひいては北海道の経済社会の現在及び将来を担う最も重要な資源であるという認識の下に、持続的に推進されなければならない。

(道の責務)

第3条 道は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、雇用状況の的確な把握に努め、雇用の創出に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の役割)

第4条 事業者は、基本理念にのっとり、自立的、意欲的かつ創造的な事業経営を行うこと等により、雇用の安定、維持及び拡大並びに人材の育成に努めるものとする。

(産業関係団体等の役割)

第5条 産業関係団体及び労働関係団体は、基本理念にのっとり、行政機関と連携して多様な就業形態に合わせた雇用に関する社会的な合意の形成に努めるものとする。

(道民の役割)

第6条 道民は、基本理念にのっとり、自らの職業生活の設計及び職業能力の形成のための努力が雇用の創出に資することに対する理解を深めるよう努めるものとする。

(市町村との連携)

第7条 道は、雇用の創出を図る上で市町村が果たす役割の重要性にかんがみ、市町村の地域特性を生かした雇用の創出に関する計画的な取組に対し、連携協力するものとする。

（国との連携等）

第8条 道は、国と連携協力して雇用の創出に関する施策の推進を図るとともに、雇用の創出に関して必要があると認めるときは、国に対し、必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

（施策の基本方針）

第9条 道は、次に掲げる基本方針に基づき、雇用の創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- （1）事業者の意欲及び能力並びに地域の資源及び潜在力を生かした企業の競争力の強化、創業、新事業及び新産業の創出並びに産業立地を促進することによって、地域経済を活性化し、雇用の安定、維持及び拡大を図られるようにすること。
- （2）労働者の意欲、能力及び生活事情に応じた多様な就業形態の選択を可能とし、誰もがその能力及び経験を発揮し、安心して働ける環境づくりを促進すること。
- （3）それぞれの産業及び業種の特徴並びに労働者の需要を踏まえ、きめ細かで多様な人材育成の機会の提供を促進すること。
- （4）労働者の適性、職業経験及び職業能力を生かすとともに、求められる人材を的確に把握した就業機会の円滑な提供を促進すること。
- （5）雇用の創出に関する施策を体系化し、集中的、効率的かつ効果的に推進するため、幅広い産業分野の施策の連携を図ること。
- （6）雇用状況、地域特性及び事業者又は労働者の必要性に即してきめ細かな施策を推進するため、国、市町村、事業者、産業関係団体及び労働関係団体との連携を図ること。

（雇用の創出に関する基本的な計画）

第10条 知事は、雇用の創出に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、雇用の創出に関する基本的な計画（以下「計画」という。）を定めなければならない。

- 2 計画は、雇用の創出に関する施策の基本的事項について定めるものとする。
- 3 計画は、雇用の創出に関する適切な目標について定めるものとする。

- 4 知事は、計画を定めるに当たっては、あらかじめ、道民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。
- 5 知事は、計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前2項の規定は、計画の変更について準用する。

（財政上の措置）

第11条 道は、雇用の創出に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年 3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第59号

北海道議会委員会条例の一部を改正する条例

北海道議会委員会条例（昭和31年北海道条例第61号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号及び第19条中「地方労働委員会」を「労働委員会」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

道 議 会 告 示

北海道議会告示第2号

昭和31年北海道議会告示第1号（北海道議会会議規則）の一部を次のように改正する。
平成17年 3月31日

北海道議会議長 神 戸 典 臣

北海道議会会議規則の一部を改正する規則

北海道議会会議規則（昭和31年北海道議会告示第1号）の一部を次のように改正する。
第50条第1項中「地方労働委員会」を「労働委員会」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。